

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令（概要）

## 1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として「指定管理鳥獣」を指定することとしている（規則第 1 条の 3）。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化している。令和 5 年の秋は、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害も過去最多を記録した。

今後も、クマ類の分布の拡大地域では個体数の更なる増加が見込まれ、これに伴い、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援するため、規則を改正し、クマ類を指定管理鳥獣に追加することとする。

なお、ツキノワグマのうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群については、絶滅のおそれがあるため、指定からは除くこととする。

## 2. 概要

- ・指定管理鳥獣※にクマ類（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）を追加する（規則第 1 条の 3）。

（※）指定管理鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう（法第 2 条第 5 項）。

### 【改正部分】

*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び *Cervus nippon*（ニホンジカ）

### <鳥獣の名称について>

鳥獣の名称については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（（令和 4 年 9 月 16 日付け環自野発第 2209163 号自然環境局長通知）」において、「鳥獣の名称表記については、法の円滑な運用と正確性を確保するため、原則として種レベルで和名と学名を記載する。和名、学名、記載の順序は、「日本野生鳥獣目録（環境省、2002）」を基本とし、「日本産鳥類目録（日本鳥学会）」等最新の知見を参考とする。」としている。

今回の見直しに当たっては、日本野生鳥獣目録を基本としつつ、世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版（日本哺乳類学会）を参照した。